

平成 21 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジー・ネットワークス
代表者名 代表取締役社長 阿久津 貴史
(コード番号 7474 東証第 2 部)
問合せ先 管理本部長 小西 隆弘
(TEL. 0836 - 83 - 5511)

内部統制システム構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

平成 21 年 1 月 29 日開催の当社取締役会において、反社会的勢力排除に向けた基本方針および体制整備を明確にするため、「内部統制システム構築に関する基本方針」について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築に関する基本方針

(改定箇所下線)

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念をもとに、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) コンプライアンス統括部を所轄するコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会（社外者を含む）を設置し、コンプライアンス上重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスを分析し、その対策を具体化する。
- (3) コンプライアンス責任者及び取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合はすみやかにコンプライアンス統括部に報告する体制を構築する。従業員が直接報告することを可能とするコンプライアンスホットラインを設ける。報告・通報を受けたコンプライアンス統括部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- (4) 職員の法令・定款違反行為についてはコンプライアンス統括部から人事部に処分を求め、役員の法令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する事項

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文章管理規程に従い、職務執行に係わる情報を文章または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文章管理規程により、これらの文章等を常時閲覧できるものとする。文章管理規程については監査役会の承認を得るものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、総務部担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、総務部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては、速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に総務担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 職務権限・意思決定ルール of 策定
- (2) 取締役・執行役員を構成員とする経営会議の設置
- (3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- (4) 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社において親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受け入れると共に、親会社のコンプライアンス担当取締役、グループ管理担当取締役と定期的に情報交換を行ない、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項監査役室を設置し、専属の使用人を3名以上配置し、監査業務を補助するものとする。
- (2) 監査室には、会計に精通した人材を配置する。
- (3) 監査役会は監査役室に属する使用人の人事異動について、事前に人事担当取締

役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役申し入れることができる。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役会の承認を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 監査役会に報告すべき事項を定める規定を監査役会と協議の上、制定し取締役は次に定める事項を報告することとする。
 - ① 経営会議で決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 使用人は前項②及び⑤に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告する事が出来るものとする。

8. その他監査役会（監査委員会）の監査が実効的に行なわれる事を確保するため体制

監査役会に対して、独自に顧問弁護士を雇用し、また必要に応じて専門の弁護士、会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- (1) 反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応するとともに取引その他一切の関係を遮断します。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全に努めます。
- (3) 反社会的勢力との接触が生じた際に備え、平素から警察当局や弁護士等の外部専門機関との連携強化を図るとともに、速やかに外部専門機関に通報、相談できる体制を整えます。
- (4) 新規取引などについて社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。

以上